

兵庫県公報

平成20年9月24日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (交通政策課).....	1
兵庫県立飛行場管理規則の一部を改正する規則(同).....	1

公布された法令のあらまし

- 兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(規則第61号)
兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を平成20年9月25日とすることとした。
- 兵庫県立飛行場管理規則の一部を改正する規則(規則第62号)
兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立播磨ヘリポート及び兵庫県立湯村温泉ヘリポートを廃止すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第61号

兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成20年兵庫県条例第26号)附則に規定する規則で定める日は、平成20年9月25日とする。

兵庫県立飛行場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第62号

兵庫県立飛行場管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立飛行場管理規則(平成6年兵庫県規則第24号)の一部を次のように改正する。

題名中「兵庫県立飛行場」を「兵庫県立但馬飛行場」に改める。

第1条中「兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例」を「兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例」に、「第23条第1項」を「第23条」に、「兵庫県立飛行場()」を「兵庫県立但馬飛行場()」に改める。

第2条第1項中「兵庫県立飛行場利用届」を「兵庫県立但馬飛行場利用届」に改め、同条第3項中「兵庫県立飛行場利用変更届」を「兵庫県立但馬飛行場利用変更届」に改める。

第3条第1項中「兵庫県立飛行場運用時間外利用許可申請書」を「兵庫県立但馬飛行場運用時間外利用許可申請書」に改める。

第4条第2項中「兵庫県立飛行場運用時間外利用許可書」を「兵庫県立但馬飛行場運用時間外利用許可書」に改める。

第5条第1項中「兵庫県立但馬飛行場(以下「但馬飛行場」という。)において」を削り、「兵庫県立飛行場

制限重量超過許可申請書」を「兵庫県立但馬飛行場制限重量超過許可申請書」に改め、同項第4号中「但馬飛行場において」を削る。

第6条中「兵庫県立飛行場制限重量超過許可書」を「兵庫県立但馬飛行場制限重量超過許可書」に改める。

第7条の見出し中「但馬飛行場の」を削り、同条中「、但馬飛行場において」を削り、同条第2号中「但馬LLZ/T DME」を「但馬LOC/T DME」に改める。

第8条の見出し及び同条第1項中「但馬飛行場」を「飛行場」に改める。

第9条の見出し中「但馬飛行場における」を削り、同条第1項中「但馬飛行場を」を「飛行場を」に、「但馬飛行場の利用」を「飛行場の利用」に改め、同項第2号から第4号までの規定並びに同条第2項各号及び第5項中「但馬飛行場」を「飛行場」に改める。

第9条の2の見出し中「但馬飛行場における」を削り、同条中「県立但馬空港管理事務所」を「但馬空港管理事務所」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「但馬飛行場」を「飛行場」に改める。

第11条の見出し中「但馬飛行場の」を削り、同条中「但馬飛行場において」を削る。

第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「但馬飛行場」を「飛行場」に改める。

第14条の見出し中「但馬飛行場における」を削り、同条中「但馬飛行場」を「飛行場」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第16条第1項中「兵庫県立飛行場施設利用許可申請書」を「兵庫県立但馬飛行場施設利用許可申請書」に改め、同条第2項中「兵庫県立飛行場施設利用変更許可申請書」を「兵庫県立但馬飛行場施設利用変更許可申請書」に改める。

第17条第1号中「但馬飛行場」を「飛行場」に改め、同条第2号中「但馬飛行場の」を削る。

第18条第2項中「兵庫県立飛行場施設利用（変更）許可書」を「兵庫県立但馬飛行場施設利用（変更）許可書」に改める。

第20条第1項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「兵庫県立飛行場使用料免除申請書」を「兵庫県立但馬飛行場使用料免除申請書」に改める。

第22条の見出し中「但馬飛行場」を「飛行場」に改め、同条中「第23条第1項」を「第23条」に、「但馬飛行場」を「飛行場」に改める。

第23条の見出しを「（指定管理者による管理）」に改め、同条第1項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条」に改め、同条第2項を削る。

第24条ただし書中「第23条第1項」を「第23条」に改める。

様式第1号中「兵庫県立飛行場利用届」を「兵庫県立但馬飛行場利用届」に改め、「兵庫県立但馬飛行場において」を削り、
「 兵庫県立但馬飛行場
～兵庫県立播磨ヘリポート ～ を「～兵庫県立但馬飛行場～」に改める。
兵庫県立湯村温泉ヘリポート 」

様式第2号中「兵庫県立飛行場利用変更届」を「兵庫県立但馬飛行場利用変更届」に改める。

様式第3号中「兵庫県立飛行場運用時間外利用許可申請書」を「兵庫県立但馬飛行場運用時間外利用許可申請書」に改め、「兵庫県立但馬飛行場において」を削り、
「 兵庫県立但馬飛行場
～兵庫県立播磨ヘリポート ～ を「～兵庫県立
兵庫県立湯村温泉ヘリポート 」
但馬飛行場～」に改める。

様式第4号中「兵庫県立飛行場制限重量超過許可申請書」を「兵庫県立但馬飛行場制限重量超過許可申請書」に改め、「兵庫県立但馬飛行場において」を削る。

様式第5号中「兵庫県立飛行場施設利用許可申請書」を「兵庫県立但馬飛行場施設利用許可申請書」に改める。

様式第6号中「兵庫県立飛行場施設利用変更許可申請書」を「兵庫県立但馬飛行場施設利用変更許可申請書」に改める。

様式第7号中「兵庫県立飛行場使用料免除申請書」を「兵庫県立但馬飛行場使用料免除申請書」に改める。

附 則

この規則は、平成20年9月25日から施行する。